

記入例

市民税・県民税・森林環境税 普通徴収から特別徴収への切替依頼書 普通徴収2期分以降を9月分から納める場合

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 普通徴収から特別徴収への切替依頼書

豊橋市長 令和8年7月15日提出	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地(住所) 〒440-0801 豊橋市今橋町1 フリガナ トヨハシ	特別徴収義務者指定番号 40096444
	フリガナ ヨシダ イチロウ	連絡先の係及び氏名並びにその電話番号 係 人事課 給与係 氏名 豊橋 花子 電話 (0532) 51-2201	
給与所得者	氏名 吉田 一郎	1月1日現在の住所 豊橋市松葉町三丁目1 現住所 同上	
	生年月日 昭(平) 2年 1月 1日	普通徴収通知書番号 123456789	
	年税額(ア) 84,500円	普通徴収納付済額(イ) 21,500円 (第1期まで納付済)	差し引未納付額(ア)-(イ) 63,000円
	特別徴収開始月 9月	受給者番号 1212 3434	※特別徴収税額通知書(納税義務者用)の受取方法で「電子データ」をTAXで受け取る。必ず開始月をご記入ください。
	特別徴収税額の事前連絡について	<input checked="" type="checkbox"/> 連絡を希望します(8月9日までに) <input type="checkbox"/> 確認済です(月分 円、翌月以降 円) <input type="checkbox"/> 税額通知書発送時(この切替依頼書を提出した月の翌月中旬)で間に合います	

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

正社員5人、繁忙期のみ臨時雇用者10人の会社が令和9年度当初からの適用を申請する場合

- 新年度当初からの適用を希望する場合、2月～3月頃に申請をしてください。
- 年度途中の適用月は申請月の翌月以降になります。
- 一度申請すれば翌年度以降も納期特例が適用されます。

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

個人事業主の方は法人番号欄の記載は必要ありません。

豊橋市長 令和9年2月14日提出	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地(住所) 〒440-0801 豊橋市今橋町1 フリガナ トヨハシ	特別徴収義務者指定番号 40096444
		連絡先の係及び氏名並びにその電話番号 係 人事課 給与係 氏名 豊橋 花子 電話 (0532) 51-2201	
地方税法第321条の5の2並びに豊橋市市税条例第30条の2の2及び第30条の2の3の規定により特別徴収税額の納期の特例を申請します。			
納期の特例を受けようとする税額		令和9年6月分以降に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額	
申請の前6か月間の給与の支払状況	支払月別	支払を受けた人員	支払った金額
	令和8年8月分	(10) 15人	(1,500,000) 3,500,000円
	令和8年9月分	(10) 15人	(1,500,000) 3,500,000円
	令和8年10月分	() 5人	() 2,000,000円
カッコ内には支払を受けた総人員及び支払った総金額のうち臨時雇用者に係るものについて記入してください。		令和8年11月分	() ()
		令和8年12月分	() ()
		令和9年1月分	() ()
地方団体の徴収金の納付状況		滞納 有・無	納付状況 納期に納めている・遅れている

特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書

社名が変わったとき

豊橋市長 令和8年11月11日提出	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地(住所) 〒440-0801 豊橋市今橋町1 フリガナ トヨハシ	特別徴収義務者指定番号 40096444
		連絡先の係及び氏名並びにその電話番号 係 人事課 給与係 氏名 豊橋 花子 電話 (0532) 51-2201	

事項	変更前	変更後
フリガナ	-	ビル名等
所在地(住所)	-	ビル名等
フリガナ	アイチケンカブシキガイシャ	トヨハシカブシキガイシャ
名称(氏名)	愛知県株式会社	豊橋株式会社
電話番号	() -	() -

変更年月日	令和8年11月1日	◎特別徴収事務に係る書類の送付について上記以外の場所を希望される場合には、下記の欄に送付先の名称・所在地を記入してください。
変更理由	(1) 名称変更理由 <input checked="" type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上存続し社名変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上解散し合併された <input type="checkbox"/> 新法人の設立 <input type="checkbox"/> 組織再編(会社分割等) <input type="checkbox"/> その他	(2) 所在地変更理由 <input type="checkbox"/> 事務所等の移転 <input type="checkbox"/> その他 (3) その他の理由 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の本体化 <input type="checkbox"/> 事務所等の廃止 <input type="checkbox"/> その他
	送付先	

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

2月に要件に該当しなくなった場合

- 要件に該当しなくなったら、すみやかに提出してください。

豊橋市長 令和9年2月21日提出	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地(住所) 〒440-0801 豊橋市今橋町1 フリガナ トヨハシ	特別徴収義務者指定番号 40096444
		連絡先の係及び氏名並びにその電話番号 係 人事課 給与係 氏名 豊橋 花子 電話 (0532) 51-2201	
地方税法施行令第48条の9の11及び、豊橋市市税条例第30条の2の4の規定により下記のとおり届出します。			
記			
①. 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため ②. その他 []			
注意事項			
1. この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間から地方税法第321条の5の2及び豊橋市市税条例第30条の2の2に規定する納期の特例の承認の効力が失われることとなります。 2. この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間内に特別徴収した税額のうち、その提出の日の属する月分以前の各月に徴収した税額は、その提出する日の属する月の翌月10日までに納付し、その後の各月に徴収した税額は、毎月翌月10日までに納付していたこととなります。			